

令和6年3月15日

文教警察委員会資料

(ページ)

○ 茨城県警察の施策による成果	2
○ 茨城県の治安概況	3
○ 茨城県警察の重点施策・推進状況	4
○ 令和6年度警察費当初予算案の概要について	5
○ 令和6年第1回茨城県議会定例会議案①	9
○ 令和6年第1回茨城県議会定例会議案概要説明書	12
○ 令和5年度警察費補正予算案の概要について	18
○ 令和6年第1回茨城県議会定例会議案④	19
○ 茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	22
○ 令和6年第1回茨城県議会定例会議案⑦	24
○ 令和6年度茨城県警察組織改編の概要について	29
○ 令和5年度県出資法人等経営評価結果報告	30
○ 茨城県警察関係手数料徴収条例の一部改正	33
○ 自転車盗抑止対策の推進	35
○ 県民が期待するパトロール活動の推進について	36
○ 匿名・流動型犯罪グループ対策の強化	37
○ 歩行者事故防止対策について	38
○ 令和5年度決算特別委員会 事務事業の見直し、改善の申入れへの対応状況一覧	39
○ 不法就労・不法滞在外国人対策について	41

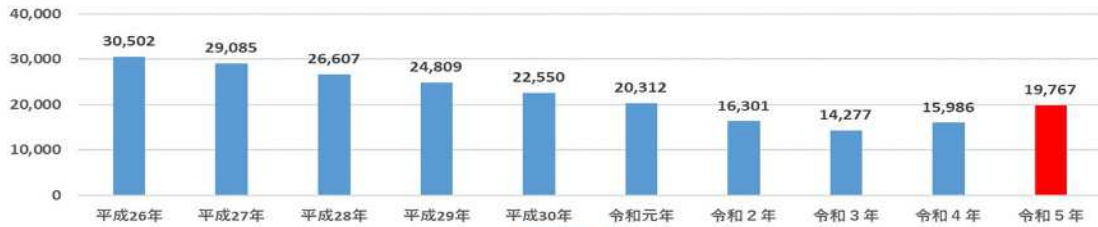
茨城県警察本部

茨城県警察の施策による成果

刑法犯認知件数の増加を抑制

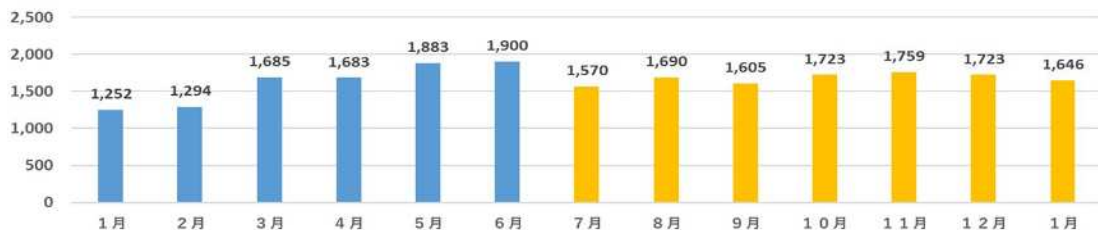
年別

前年比3,781件（23.7%）増加し、コロナ禍前（2019年）の水準に接近

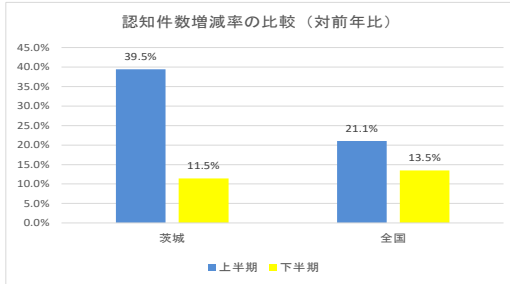


月別

6月から対策を開始し、増加を抑制



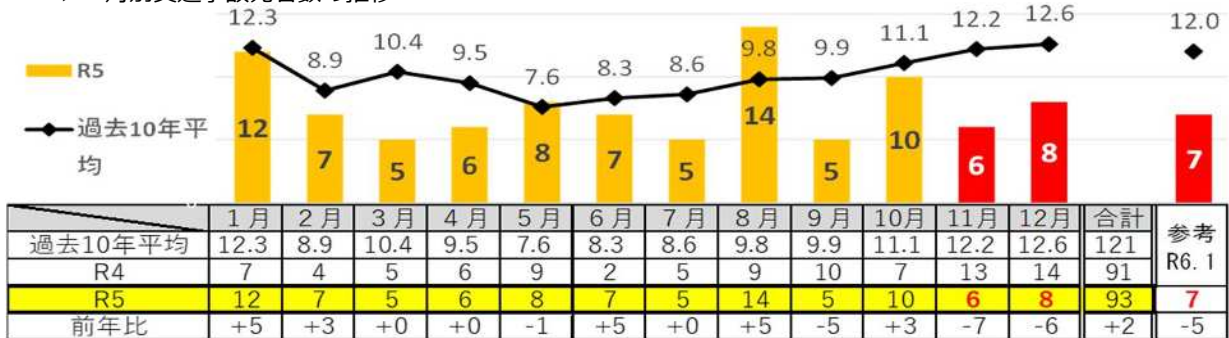
▶ 刑法犯の月別認知件数の比較



各種施策の推進により下半期においては、全国平均以下の数値まで押さえ込んでいる。

交通死亡事故の抑制

▶ 月別交通事故死者数の推移



- 過去10年平均をみると、10月以降増加するが昨年11月、12月、本年1月は大幅に減少
- 昨年11月・12月の死者合計14人は、統計が残る昭和37年以降最少(本年1月最少同数)

巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策の推進

① 二重電話詐欺防止対策
留守番電話機能の設定



② 住宅侵入窃盗防止対策
常時施錠の習慣付け、
フィルムの貼付



③ 歩行者事故防止対策
夜光反射材の着用



④ 災害被害防止対策
近隣住民と連携した
早期避難



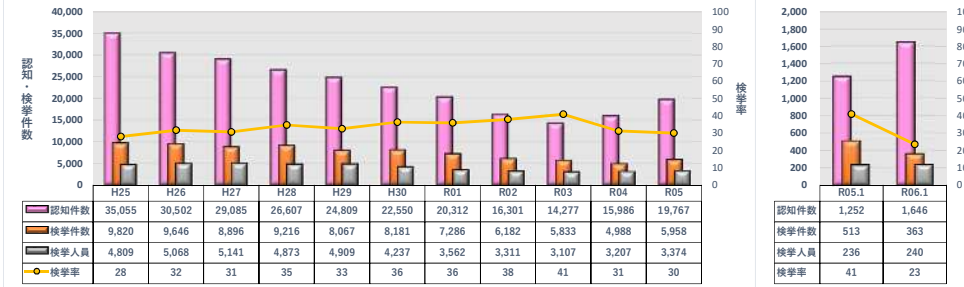
⇒ 本年1月末現在 高齢者世帯53万世帯中 約33万世帯（約62%）の巡回連絡を実施

高齢者総合安全対策の推進により
刑法犯認知件数、交通死亡事故の抑制等、全体として大きな成果が出ている

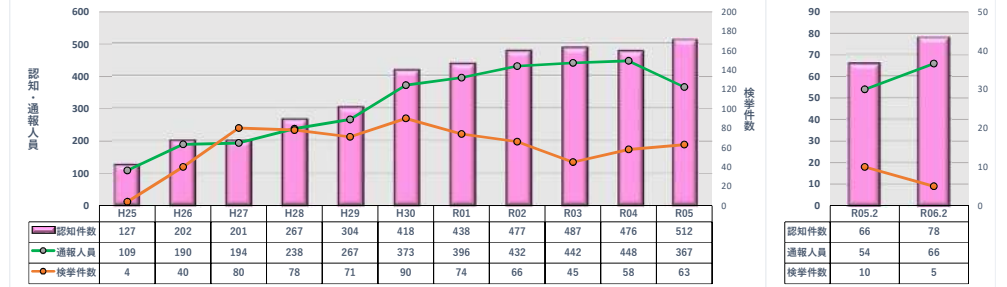
茨城県の治安概況

※資料中で使用している数値には速報値も含まれます。

1 刑法犯の認知・検挙状況

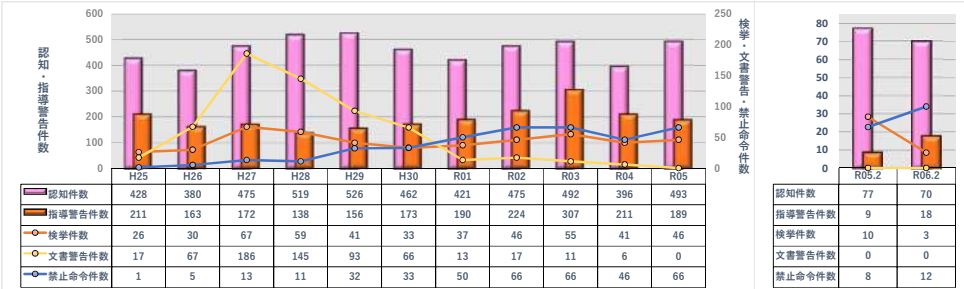


(4) 高齢者虐待事案の認知・検挙・通報状況

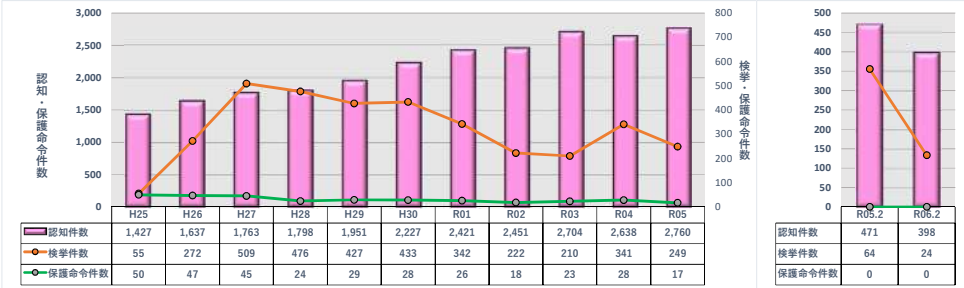


2 人身安全関連事案の認知・検挙等の状況

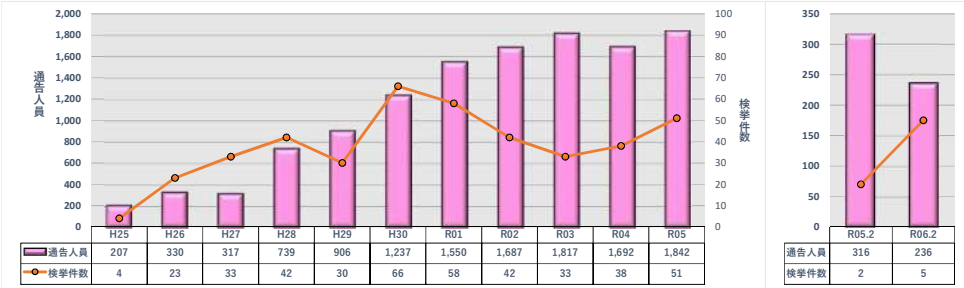
(1) ストーカー事案の認知・検挙・警告状況



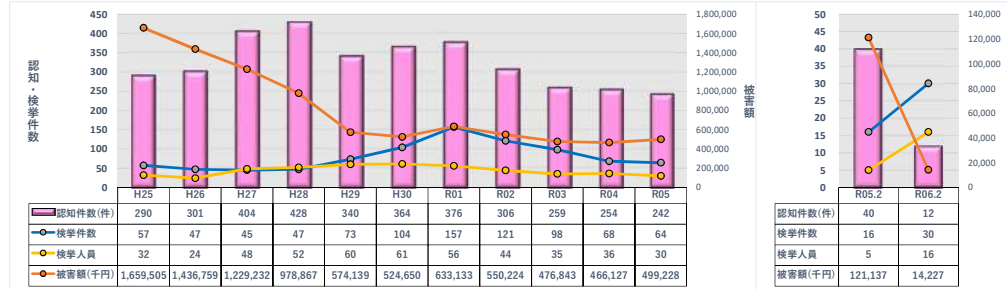
(2) DV事案の認知・検挙・保護命令状況



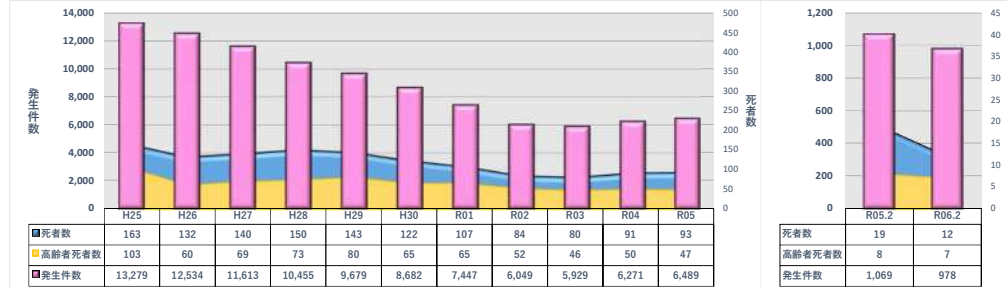
(3) 児童虐待事案の通告・検挙状況



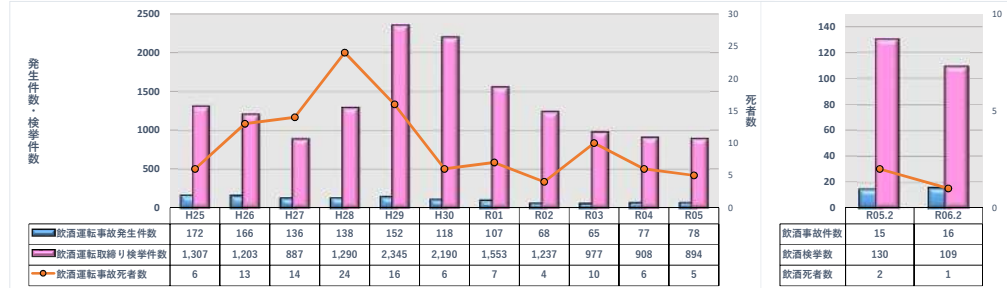
3 ニセ電話詐欺の認知・検挙・被害額状況



4 交通事故の発生状況



5 飲酒運転の取締り・飲酒運転による事故の発生状況



茨城県警察の重点施策・推進状況

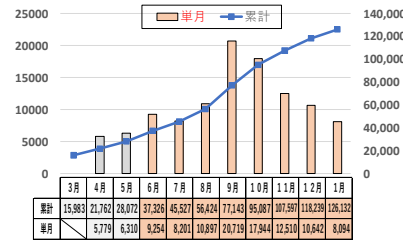
1 茨城県警察防犯アプリ「いばらきポリス」の利用促進

(1) 利用促進に向けた取組

- ・ 巡回連絡時における即時利用の働き掛け
- ・ 企業・団体等と協働/県、市町村を介した県民への周知
- ・ 学校を介した学生・生徒、保護者への働き掛け
- ・ 防犯キャンペーン等における即時利用の働き掛け

(2) ダウンロード数

- ・ 本年5月末 約28,000件
- 本年1月末 約126,000件(約4.5倍)
- ・ 本年2月末日現在 約133,000件



2 ニセ電話詐欺被害防止対策

(1) 被害特徴

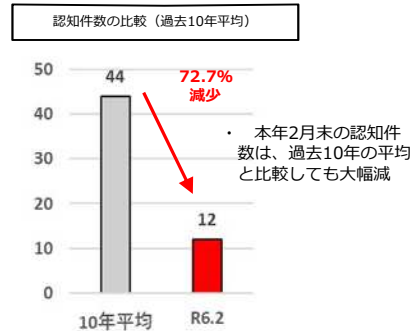
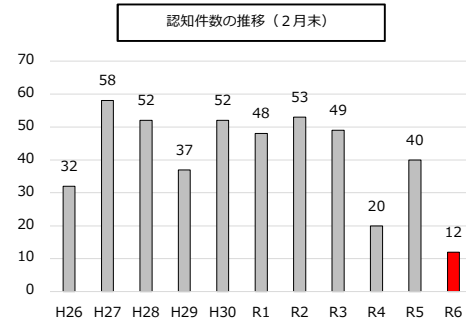
- ・ 認知件数・被害額ともに大幅に減少(認知件数:12件(-28件)、被害額約1,400万円(-約1億700万円))

(2) 対策

- ・ 巡回連絡を通じた高齢者世帯の固定電話の留守番電話設定と架空料金請求詐欺手口の周知
- ・ 令和6年2月末日で県内の高齢者世帯約23万件で実施

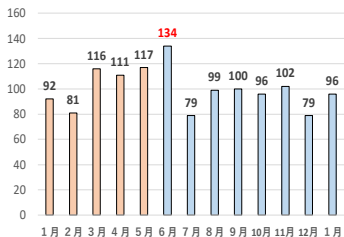
(3) 取組の成果

- ・ 令和5年中、認知件数については全国では増加したものの、当県では減少
- 県内:242件(前年比-12件)
- 全国:19,033件(前年比+1,463件)
- ・ 2月末の認知件数については、過去10年で最少

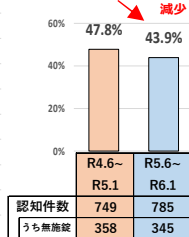


3 住宅侵入窃盗防止対策

認知件数の推移(R5~R6)



県内の無施錠被害率



特徴

- ・ 認知件数(本年1月末) 96件(前年比+4件) ※全国ワースト3位
- ・ 約4割が無施錠、約5割がガラス破りでの被害

対策

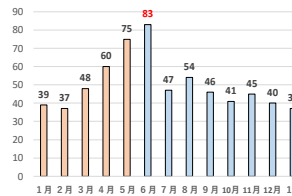
- ・ 巡回連絡やいばらきポリス、マスメディアへの積極的な広報等により、「常時施錠の習慣付け」「防犯フィルム等を活用した窓ガラスの強化」「防犯カメラやセンサーライトの設置」を呼び掛け

取組の成果

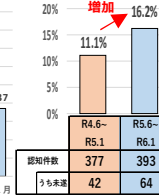
- ・ 認知件数は昨年6月をピークに減少傾向
- ・ 無施錠被害率が前年同期と比較して3.9ポイント低下

4 自動車盗防止対策

認知件数の推移(R5~R6)



未遂率の比較



特徴

- ・ 認知件数(本年1月末) 37件(前年比-2件) ※全国ワースト5位
- ・ 被害の約8割がドアロック中の被害

対策

- ・ 巡回連絡やいばらきポリス、マスメディアへの積極的な広報、自動車関連企業・団体と協働した啓発活動等により、「パー式ハンドルロック等による物理的固定」「音や光を発する警報装置の取付」「防犯カメラやセンサーライトの設置」を呼び掛け

取組の成果

- ・ 認知件数は昨年6月をピークに減少傾向
- ・ 未遂率が前年同期と比較して5.1ポイント増加

5 歩行者事故防止対策

(1) 歩行者死亡事故の特徴(令和5年中)

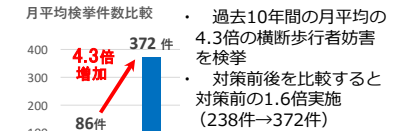
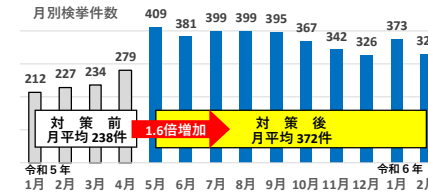
- ・ 状態別では、歩行中が36%を占め最も多い。歩行者死亡事故の要因別では、前方不注意が70%を占める
- ・ 昼夜別では、夜間が76%を占め、夜間死者のうち高齢者が68%を占める。夜間死者は全員反射材非着用

(2) 対策

反射材の貼付活動の強化

- ・ 巡回連絡等を通じて反射材の貼付活動を実施 高齢者85万人中、約177,000人に貼付(R5.6~R6.2)

横断歩行者妨害取締りの強化



(3) 取組の成果(信号機のない横断歩道における交通事故発生状況(対策前後の比較))

	対策前				対策後									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
茨城/死亡・重傷	6	10	6	7	6	4	2	2	3	9	8	6	3	8
人身発生件数	7.3				5.1(対策前比-30.1%)									
うち死亡・重傷	3	4	4	2	1	1	0	1	1	4	2	0	0	1
月平均	3.3				1.1(対策前比-66.7%)									
全国	427	379	391	320	305	269	278	214	327	406	504	637	441	未発表
人身発生件数	379				376(対策前比-0.8%)									
うち死亡・重傷	78	88	78	61	59	51	45	45	57	84	103	146	83	未発表
月平均	76.3				74.8(対策前比-2.0%)									

- ・ 本県の対策前後における月平均の死亡・重傷交通事故発生件数を比較すると、3.3件から1.1件と66.7%減少

6 県民の適正な避難等・防災意識向上対策

(1) 災害時の避難をめぐる特徴

- ・ 「これまで被害にあっていない」「近隣住民も避難していない」等の意識

(2) 近隣住民同士が連携した早期避難

- ・ 防災意識向上を目的とした防災講話の実施
- ・ 889回・55,450人に働き掛けた結果、参加者の防災意識が向上

(3) 自主防災組織・防災リーダーとの連携

- ・ 各地域の組織やリーダーに「避難訓練」を働き掛け
- ・ 237回・1,599団体に働き掛け、309団体が避難訓練を実施

(4) 災害等緊急事態に備えた指導・支援の強化

- ・ 警察署への指導、支援した結果、職員災害対処能力が向上

県警察による防災講話の受講者数

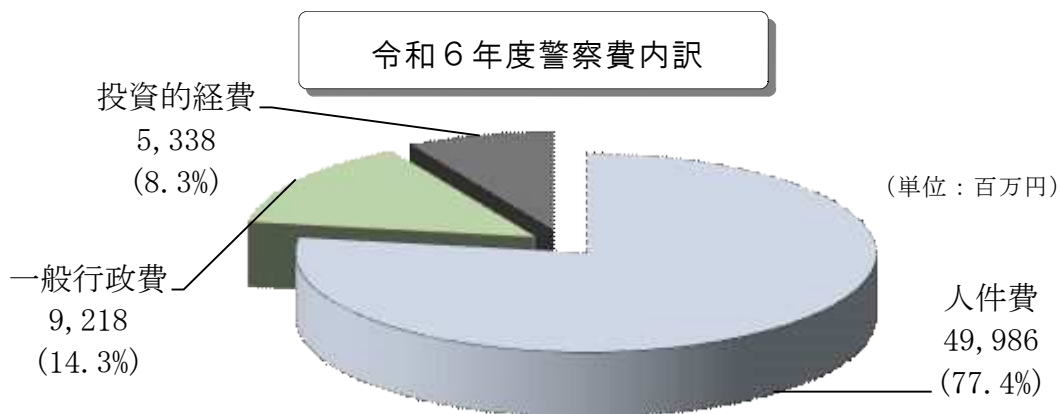


○ 令和6年度警察費当初予算案の概要について

1 予算額

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
警察費	64,542,305	62,625,169	1,917,136	+3.1%
県予算	1,251,190,267	1,292,193,509	△ 41,003,242	△3.2%



※ 人 件 費～職員給与費、退職手当、会計年度任用職員雇用費等
 一般行政費～活動経費、庁舎等維持管理費、その他の諸費
 投資的経費～交通安全施設整備費、警察施設整備費等

令和6年度警察費当初予算は、約645億4,200万円で、前年度と比較すると約19億1,700万円 (3.1%)の増となっており、その主な要因は、職員給与費や退職手当の増などによるものです。

また、内訳は、職員給与費等の人件費が77.4%を占め、次いで活動経費等の一般行政費が14.3%、交通安全施設整備費等の投資的経費が8.3%となっています。

2 主な事業

本県の刑法犯認知件数及び交通人身事故発生件数は、長期にわたり減少傾向を維持してきましたが、令和4年から増加に転じ、現在もその傾向が続いています。刑法犯の中でも、ニセ電話詐欺、住宅侵入窃盗及び自動車盗は、巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策等により減少傾向を示しているものの、金属類を狙った窃盗が太陽光発電施設を中心に多発しており、早急な対策が必要となっています。交通事故については、死者数に占める高齢者の割合が依然として高く、飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険な違法行為も後を絶たない状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、令和6年度当初予算では、自動車盗や住宅侵入窃盗といった身近な犯罪から県民の生活を守るための取組や、子供や高齢者をはじめとする全ての道路利用者の安全の確保等の総合的な交通安全対策に重点を置いて編成しました。

(1) 治安対策の強化

(新): 新規事業、(拡): 拡充事業

<p>ア 自動車盗対策事業費</p> <p>◆ <u>事業内容：自動車盗を始めとする重要窃盗犯や重要犯罪の捜査に有効な緊急配備支援システムの整備等</u></p> <p>(拡) 緊急配備支援システム60基の増設（95基増設3か年計画を2か年に前倒し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急配備支援システム30基の更新 ○ ヤード対策用カメラ15台のリース経費 ○ よう撃捜査支援装置30台の運用管理 	<p>【予算額： 362,521千円】</p>
<p>イ 安全安心まちづくり推進事業費</p> <p>◆ <u>事業内容：防犯アプリ等を活用した情報発信による犯罪被害防止及びニセ電話詐欺等の検挙活動の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯アプリ等を活用した情報発信による県民の犯罪被害防止 犯罪情報発信管理システムのリース経費 ○ ニセ電話詐欺等の検挙活動の強化 捜査支援用カメラ等ニセ電話詐欺対策用資機材のリース経費 	<p>【予算額： 39,073千円】</p>
<p>ウ 捜査活動強化費</p> <p>◆ <u>事業内容：捜査活動強化のための資機材整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IBBNを活用した捜査用ネットワークの運用 ○ 取調べ録音・録画装置の更新 ○ 携帯電話・スマートフォン解析機のリース経費 	<p>【予算額： 136,278千円】</p>
<p>エ 警察署等建設整備費</p> <p>◆ <u>事業内容：警察署の建て替え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 古河警察署令和6年度事業計画：建設工事 R4：基本設計、R5：実施設計、R6～R8：建設工事、R8：供用開始 (新) 石岡警察署令和6年度事業計画：基本設計等 R6：基本設計、R7：実施設計、R8～R10：建設工事、R10：供用開始 	<p>【予算額： 755,592千円】</p>

<p>オ 交番・駐在所等建設整備費 【予算額： 124,963千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：交番・駐在所の建て替え</u></p> <p>○ 令和6年度事業計画：交番1所(常総署伊奈地区交番)の建設工事</p>								
<p>カ 警察施設改修費 【予算額：1,324,690千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：警察施設の長寿命化を踏まえた計画的な改修</u></p> <p>○ 令和6年度事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署外装改修・設備更新工事 ・ 本部庁舎窓際空調機、無停電電源装置等更新工事 ・ 駐在所リフォーム4所 								
<p>キ 警察車両整備費 【予算額： 119,689千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：警察機動力を確保するための警察車両の計画的な整備</u></p> <p>○ 令和6年度整備計画</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ パトカー等四輪車</td> <td style="text-align: right;">39台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 白バイ・オフロード二輪車</td> <td style="text-align: right;">2台</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・ 原動機付自転車</td> <td style="text-align: right;">10台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">51台</td> </tr> </tbody> </table>	・ パトカー等四輪車	39台	・ 白バイ・オフロード二輪車	2台	・ 原動機付自転車	10台	計	51台
・ パトカー等四輪車	39台							
・ 白バイ・オフロード二輪車	2台							
・ 原動機付自転車	10台							
計	51台							
<p>ク 通信指令システム運営費 【予算額： 502,738千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：110番通報や重要事案に迅速・的確に対応するための通信指令システムの運営費</u></p> <p>○ システム機器のリース料及び通信回線料</p> <p>○ 令和5年中の110番通報受理件数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 110番通報受理件数 244,598件 ・ 緊急配備発令件数 76件 								
<p>ケ 警察情報化推進費 【予算額：1,517,113千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：警察業務の合理化・高度化のための警察情報システムの運営及びサイバー犯罪対策解析用資機材の整備等</u></p> <p>○ 業務の合理化・高度化に向けたIT環境の整備</p> <p>○ 警察情報管理システムの維持管理 運転免許管理システム等計50業務</p> <p>○ サイバー犯罪への対応 高度な解析用資機材のリース経費等</p>								
<p>コ 警備対策費 【予算額：10,835千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：日本植物園協会第59回大会における警備対策</u></p> <p>○ 新 レンタカー、警備対策用資機材の整備</p>								

(2) 交通安全対策の推進

<p>ア 交通安全施設整備費 【予算額：2,627,185千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：交通事故を防止するとともに交通事故死者数を減少させるための交通安全施設の重点的・効果的な整備</u></p> <p>○ 令和6年度事業計画</p> <ul style="list-style-type: none">・ 信号機新設 36基・ 信号制御機更新 358基・ 信号灯器LED化 423式・ 道路標識、道路標示
<p>イ 交通指導取締費 【予算額： 62,906千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：飲酒運転を始めとする悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りのための取締資機材の計画的な整備等</u></p> <p>○ 交通取締用資機材の整備 記録式飲酒検知器3台、定置式スピードメーター1台</p> <p>○ 交通警察活動用経費 交通取締り・事故処理用消耗品費、機器点検・修繕料</p>
<p>ウ 自動車運転免許講習費 【予算額： 404,309千円】</p> <p>◆ <u>事業内容：交通情勢や安全運転の知識等を習得させる講習及び悪質な運転者等の危険性を改善させるための講習の実施</u></p> <p>○ 令和6年度講習計画</p> <ul style="list-style-type: none">・ 更新時講習350,700人、取得時講習、停止処分者講習、違反者講習等

令和 6 年 2 月 29 日 開 会

①

令和 6 年第 1 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	1,540千円
教員選考試験問題 作成等業務委託契約	令和7年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	8,767千円
古河警察署建設 工事請負契約	古河警察署の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	3,745,046千円
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	35,485千円
次期財務会計システム 構築業務委託契約	次期財務会計システム構築業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	193,600千円

老人福祉施設整備事業	473,400			
障害福祉施設整備事業	6,370,000			
総合福祉会館整備事業	136,000			
県庁舎等整備事業	104,300			
大気汚染監視機器整備事業	11,800			
交通安全施設整備事業	1,121,200			
警察施設整備事業	1,657,400			
公園事業	541,400			
高校整備事業	3,818,100			
文化施設整備事業	316,600			
社会教育施設整備事業	86,900			
特別支援学校整備事業	1,305,100			
空港周辺整備事業	39,600			
地域鉄道設備等整備事業	93,000			
災害救助対策事業	3,600			
消防施設整備事業	233,900			
県立医療大学設備整備事業	300,200			
農業大学校施設整備事業	30,600			
農業総合センター施設整備事業	74,200			
原種苗センター整備事業	29,700			
情報テクノロジー大学校(仮称)整備事業	684,200			
県民文化センター施設整備事業	164,000			
霞ヶ浦環境科学センター整備事業	26,600			
園芸リサイクルセンター整備事業	42,300			
畜産センター施設整備事業	27,600			
家畜保健衛生所施設整備事業	40,800			
保健所施設整備事業	412,000			

③

令和6年2月29日開会

令和6年第1回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
警察本部				
公安委員会費	34,531	手数料 121,304	△86,773	報酬 7,896 運営費 26,635
警察本部費	54,457,601	国庫支出金 7,979 使用料 12,809 手数料 669,014 財産収入 58,964 繰入金 424,987 諸収入 221,857 県債 100,000 計 1,495,610	52,961,991	職員給与費等 39,397,941 国補(定) 警視 1 4 5 人 警部 3 1 6 人 警部補及び巡査部長 2, 8 5 6 人 巡査 1, 5 1 1 人 計 4, 8 2 8 人 警察行政職員 5 8 1 人 退職手当 1,847,588 共済組合負担金 7,740,497 公務災害補償基金負担金 124,263 会計年度任用職員雇用費 854,403 警察職員健康管理費 120,350 赴任旅費 84,835 被服調製費 254,254 財産維持管理費 1,602,286 警察情報化推進費 1,517,113 地域警察運営費 98,506 外国人犯罪対策費 14,340

(240)

				警察広報活動費	19,789
				文書事務集中管理費	45,915
				通信指令システム運営費	502,738
				運営諸費	188,294
				災害対策費	18,330
				国補（10／10）	
				県単	
				警察署協議会運営費	12,302
				留置施設視察委員会運営費	404
				サイバー犯罪対策費	13,453
警察施設費	2,397,903	国庫支出金 33,187 県債 1,726,200 計 1,759,387	638,516	交番・駐在所等建設整備費	124,963
				警察施設改修費	1,324,690
				警察署等建設整備費	755,592
				国補（1／2）	
				県単	
				職員宿舍再編整備費	192,658
運転免許費	1,349,588	手数料 1,349,588	—	自動車運転免許事務費	945,279
				自動車運転免許講習費	404,309
恩給及び退職年金費	13,142	—	13,142	警察恩給費	
				扶助料 10人	
一般活動費	537,199	国庫支出金 184,956 諸収入 132,880 計 317,836	219,363	一般警察活動費	486,461
				国補（1／2）	
				県単	
				被害者支援推進事業費	14,913

					国補（1／2） 県単 初動警察活動強化費 24,990 国補（1／2） 県単 日本植物園協会第59回大会警備対策費 10,835
装備費	1,017,671	国庫支出金 277,349	740,322	警察装備維持管理費 741,593 国補（1／2） 県単 警察車両整備費 119,689 ヘリコプター運航管理費 156,389 国補（1／2） 県単	
刑事警察費	824,989	国庫支出金 145,602	679,387	刑事・生活安全警察活動費 239,742 国補（1／2） 科学捜査推進費 38,606 国補（1／2） 県単 組織犯罪対策費 3,937 捜査活動強化費 498,799 国補（1／2） 県単 少年非行防止費 4,832 安全安心まちづくり推進事業費 39,073 国補（1／2）	

(242)

			県単	
交通指導取締費	3,909,681	国庫支出金 673,144 手数料 755,713 諸収入 65,362 県債 1,121,200 計 2,615,419	1,294,262	特定交通安全施設整備費 1,001,714 国補(1/2) 交通安全施設整備費 1,625,471 交通安全施設維持管理費 751,719 国補(10/10) 県単 交通指導取締強化費 59,256 交通安全推進費 9,079 交通指導取締費 62,906 国補(1/2) 自動車保管場所証明事務費 330,319 交通安全活動推進センター業務委託費 7,886 違法駐車総合対策推進費 61,331
警察本部計	64,542,305	国庫支出金 1,322,217 使用料及び手数料 2,908,428 財産収入 58,964 繰入金 424,987 諸収入 420,099 県債 2,947,400 計 8,082,095	56,460,210	
合 計	1,251,190,267	国庫支出金 129,837,901 分担金及び負担金	868,547,606	一般財源内訳 県税 418,023,167

		8,175,391		地方消費税清算金	140,423,272
		使用料及び手数料		地方譲与税	56,922,826
		15,915,036		地方特例交付金	10,180,000
		財産収入	1,524,042	地方交付税	196,974,000
		寄附金	75,670	交通安全対策特別交付金	705,000
		繰入金	22,395,755	寄附金	55,148
		諸収入	129,150,066	繰入金	23,428,765
		県債	75,568,800	繰越金	5,000,000
		計	382,642,661	諸収入	9,735,428
				県債	7,100,000

○ 令和5年度警察費補正予算案の概要について

1 補正予算額

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	最終予算額
警 察 費	62,625,169	51,395	62,676,564
災害復旧費	—	7,601	7,601

2 補正内訳

(単位：千円)

項 目	補 正 額	主 な 内 容
警察費	51,395	
警察管理費	288,270	
公安委員会費	△4,670	許可事務委託料等の執行残
警察本部費	563,854	職員給与費の不足分
警察施設費	△177,168	工事請負費等の執行残
運転免許費	△90,995	運転免許講習委託料等の執行残
恩給及び退職年金費	△2,751	恩給費の執行残
警察活動費	△236,875	
一般活動費	16,830	食料費等の不足分
装備費	△69,930	自動車損害保険料等の執行残
刑事警察費	△61,175	使用料等の執行残
交通指導取締費	△122,600	工事請負費等の執行残
災害復旧費	7,601	
公共施設等災害復旧費	7,601	
災害警察施設復旧費	7,601	台風13号被害の復旧費用

令和 6 年 2 月 29 日 開 会

④

令和 6 年第 1 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

		市町村等土地地区画整理県道 支 援 事 業 費	-	3,381	3,381
		国 補 公 園 事 業 費	443,339	127,519	570,858
		公 園 施 設 費	-	246,695	246,695
		市 町 村 下 水 道 整 備 支 援 事 業 費	-	6,000	6,000
		湖 沼 水 質 浄 化 下 水 道 接 続 支 援 事 業 費	-	75,000	75,000
		市 町 村 公 共 下 水 道 受 託 事 業 費	409,256	397,957	807,213
		下 水 道 事 業 調 査 費	-	33,352	33,352
	6 住 宅 費		21,924	1,542,826	1,564,750
		住 宅 管 理 費	-	39,878	39,878
		公 営 住 宅 建 設 費	21,924	1,502,948	1,524,872
14 警 察 費			-	723,805	723,805
	1 警 察 管 理 費		-	723,805	723,805
		交 番 ・ 駐 在 所 等 建 設 整 備 費	-	120,006	120,006
		警 察 施 設 改 修 費	-	603,799	603,799
15 教 育 費			227,216	4,004,342	4,231,558
	1 教 育 総 務 費	私 学 振 興 費	-	1,800	1,800
	4 高 等 学 校 費		-	3,246,637	3,246,637
		校 舎 等 整 備 費	-	624,743	624,743
		県立高等学校改革プラン 推 進 事 業 費	-	49,268	49,268
		校 地 等 整 備 費	-	163,494	163,494
		県立学校施設長寿命化 推 進 事 業 費	-	2,409,132	2,409,132
	5 特 別 支 援 費		227,216	418,228	645,444
		県立特別支援学校性被害防止 対 策 事 業 費	-	2,300	2,300
		校 舎 等 整 備 費	-	141,822	141,822
		校 地 等 整 備 費	-	40,667	40,667

児童福祉施設 整備事業	123,800	△	53,800	70,000			
老人福祉施設 整備事業	390,300	△	21,400	368,900			
障害福祉施設 整備事業	3,866,600	△	266,800	3,599,800			
総合福祉会館 整備事業	12,200	△	2,800	9,400			
県庁舎等整備事業	772,800	△	155,900	616,900			
交通安全施設 整備事業	726,200	△	29,000	697,200			
警察施設整備事業	1,850,600	△	118,100	1,732,500			
公園事業	771,400	△	208,300	563,100			
高校整備事業	4,128,800	△	46,100	4,082,700			
文化施設整備事業	328,100	△	78,500	249,600			
社会教育施設 整備事業	81,100	△	300	80,800			
特別支援学校 整備事業	888,700	△	2,400	886,300			
空港周辺整備事業	7,700	△	7,700	-			
地域鉄道設備等 整備事業	37,900		55,100	93,000			
災害救助対策事業	48,300	△	44,900	3,400			
アクアワールド茨城県 大洗水族館整備事業	206,100	△	25,300	180,800			
消防施設整備事業	15,000	△	3,800	11,200			
県立医療大学設備 整備事業	158,900	△	25,600	133,300			
農業大学校施設 整備事業	7,800	△	4,800	3,000			
農業総合センター 施設整備事業	75,400	△	62,700	12,700			
原種苗センター 整備事業	28,800	△	3,700	25,100			
植物園整備事業	-		1,580,000	1,580,000			
産業技術イノベーション センター施設整備事業	194,300	△	16,800	177,500			

条 例 (案) の 概 要

<p>条例の名称</p>	<p>茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例</p>																																
<p>1 制定（改正） の理由・根拠</p>	<p>警察法施行令の一部改正に伴うもの</p>																																
<p>2 制定（改正） の目的</p>	<p>警察官を期限付きで増員し、新規採用者を確保するため、警察官の定員を改正し、安定した組織運営に資する。</p>																																
<p>3 背景・必要性</p>	<p>(1) 定年年齢の段階的な引上げにより、令和5年度から令和14年度までの間は定年退職者が2年に一度しか生じないため、これに伴い新規採用の人数が年度により乱高下する。 (2) 上記に対応するため、警察庁において、定年引き上げに伴う新規採用数確保のための期限付き増員（令和6年度）として、警察法施行令で定める本県警察官の定員基準が14人増員されることとなったことに伴い、本条例についてもこれに合わせ改正しようとするもの。</p>																																
<p>4 内 容</p>	<p>警察法施行令が一部改正されることにより期限付きで増員される警察官の定員を、新規採用者である巡査に充てるため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、巡査、警察官の合計及び地方警察職員の合計の定員を14人増員する。</p> <table border="1" data-bbox="544 1155 1377 1498"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現行（人）</th> <th>改正案（人）</th> <th>増員数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 視</td> <td>145</td> <td>145</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>警 部</td> <td>316</td> <td>316</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>2,856</td> <td>2,856</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>巡 査</td> <td>1,497</td> <td>1,511</td> <td>+14</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,814</td> <td>4,828</td> <td>+14</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>581</td> <td>581</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,395</td> <td>5,409</td> <td>+14</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現行（人）	改正案（人）	増員数（人）	警 視	145	145	±0	警 部	316	316	±0	警部補及び巡査部長	2,856	2,856	±0	巡 査	1,497	1,511	+14	小 計	4,814	4,828	+14	その他の職員	581	581	±0	合 計	5,395	5,409	+14
区 分	現行（人）	改正案（人）	増員数（人）																														
警 視	145	145	±0																														
警 部	316	316	±0																														
警部補及び巡査部長	2,856	2,856	±0																														
巡 査	1,497	1,511	+14																														
小 計	4,814	4,828	+14																														
その他の職員	581	581	±0																														
合 計	5,395	5,409	+14																														
<p>5 効果・影響</p>	<p>本条例の改正により、定年退職者の生じない年度においても、新規採用者を安定的に確保することができる。</p> <p>【新規採用者の安定的な確保による効果】</p> <p>①就職希望者の就職機会の確保 ②新規採用者の質の確保 ③新規採用者数の乱高下による忌避感から生じる志望者数の減少回避 ④年齢構成の偏りから生じる将来的な人事構想への影響緩和</p>																																
<p>6 施行日</p>	<p>令和6年4月1日</p>																																
<p>7 参考事項</p>																																	

第68号議案

茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

茨城県地方警察職員定員条例（昭和35年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における警察官のうち巡査の定員は、第2条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる巡査の定員に14人を加算した員数とする。この場合において、同表中「1,497」とあるのは「1,511」と、「4,814」とあるのは「4,828」と、「5,395」とあるのは「5,409」と読み替えて、同条の規定を適用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

令和 6 年 2 月 2 9 日 開 会

⑦

令和 6 年 第 1 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案

(第 3 綴)

茨 城 県

令和6年第1回茨城県議会定例会議案（第3綴）目次

	頁
報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について……………	1

報 告

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和6年3月5日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別 記

訴えの提起について

茨城県は、損害賠償請求事件の第一審判決を不服とするので、次のとおり東京高等裁判所へ訴えを提起する。

1 提訴の相手方の住所及び氏名

住 所	氏 名
取手市新取手三丁目3番6-201号	鈴木 薫

2 訴えの要旨

警察官の職務行為に違法性はなく、相手方の主張を認めて損害賠償を命じた原判決には承服できない。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

令和6年度茨城県警察組織改編の概要について

【基本方針】

安全安心を実感できる「いばらき」の確立に向けて、県内の治安情勢に的確に対応しつつ、警戒の空白を生じさせないための組織体制を構築する

◆ サイバー事案への対処能力の強化

専門的な知識・技術を要するサイバー事案に的確に対処するため、生活安全部に人材育成や官民連携を推進する**サイバー企画課を新設**するとともに、サイバー犯罪対策課の捜査支援体制を拡充した**サイバー捜査課を新設**



◆ 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化

匿名・流動型犯罪グループの実態解明・検挙対策を推進するため、組織犯罪対策第一課（現・組織犯罪対策課を改称）に**組織犯罪対策特捜第三係を新設**



◆ 要人の安全確保に係る対策の強化

要人の安全確保や大規模行事の警備に万全を期すため、警備課に**警衛警護室を新設**するとともに、警衛・警護に関する業務を一元的に管理するポストとして「**警衛警護室長**」を配置



◆ 不法就労・不法滞在外国人対策の強化

不法滞在外国人が金属盗等を敢行していることに鑑み、関係機関・団体への働きかけや違法行為の摘発等を推進するため、**外事課の体制を拡充**



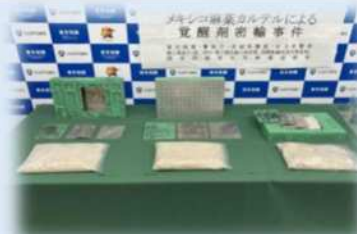
◆ 組織的に敢行される窃盗事件対策の強化

急増する金属盗をはじめ、組織的に敢行される窃盗事件の捜査を一層推進するため、捜査第三課内に**組織窃盗捜査係・特命捜査係を新設**



◆ 国際犯罪対策の強化

薬物銃器の密輸を含めた国際犯罪の摘発を効率的・合理的に推進するため、国際捜査課と薬物銃器対策課を統合し、**組織犯罪対策第二課を新設**



令和5年度県出資法人等経営評価結果報告

	(ページ)
経営評価結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ (公財) 茨城県防犯協会・・・・・・・・	2
○ (公財) 茨城県暴力追放推進センター	2

令和6年3月15日
警 察 本 部

○経営評価結果の概要

令和5年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和4年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	24 (75%)	4	14	4	2	—
改善の余地あり	4 (13%)	0	2	2	0	▲1
改善措置が必要	3 (9%)	0	0	1	2	—
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	—
合 計	32	4	16	8	4	▲1

(注) 1 法人数の増減
 ・対象外となった法人 ▲1法人
 (社福)茨城県社会福祉事業団 (R4評価:改善の余地あり)

2 評価区分に変更があった法人 なし

(警察本部)

令和5年度県出資法人等経営評価結果

(令和4年度決算ベース)

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(公財)茨城県防犯協会	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>本県の刑法犯認知件数は19年連続で減少していたが、令和4年中は前年と比較すると約1,700件の増加に転じた。特に、住宅侵入窃盗及び自動車盗の犯罪率(人口10万人当たりの認知件数)は全国第1位となっており、県民の治安に対する不安を払拭するためにも、法人の果たすべき役割の重要性はますます高まっている。</p> <p>引き続き、犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、関係機関等と連携して、犯罪被害が発生する原因や課題を分析し、効果的な啓発活動を行うなど、地域の防犯力強化のため防犯思想の普及・高揚に取り組まれない。</p> <p>また、防犯登録事業の収入確保のため、自転車等防犯登録制度のPRに努めるとともに、法人の活動やその果たすべき役割を広く周知し、賛助会員の拡充を図るなど、財政基盤の強化を図りたい。</p>	<p>住宅侵入窃盗や自動車盗、ニセ電話詐欺をはじめ、県民に身近な犯罪の被害を防止し、県民の治安に対する不安を払拭するため、犯罪被害が発生する原因や課題を分析し、具体的かつ効果的な被害防止対策の啓発活動等を推進するよう指導していく。</p> <p>また、県民のディフェンス力の向上のため、防犯思想の普及・高揚に努めるとともに、引き続き、地域住民、関係機関と連携した犯罪の起きにくい社会づくりの推進を図るよう指導していく。</p> <p>さらに、自転車等防犯登録制度の広報啓発や賛助会員の新規獲得など、財政基盤の強化にも目を向けた活動の推進について指導していく。</p>
			148,071千円	30,000千円	20.3%		
	決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高			
		284千円	△490千円	157,376千円			
<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産			
生活安全総務課		166,685千円	9,309千円	157,376千円			
2	(公財)茨城県暴力追放推進センター	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>法人は、暴力団員の不当要求等について県民からの相談に応じ、関係機関と連携して問題解決に努めているほか、不当要求防止責任者講習や暴力団追放活動支援金の支給等を通じて、暴力団排除活動を行っている。</p> <p>引き続き、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、法人の活動を積極的にPRするとともに、幅広い暴力団排除活動により、暴力団員による不当要求の抑止や相談事案の早期解決等に努められたい。</p> <p>また、法人の活動費は、基本財産の運用益と賛助会員の会費等により賄われており、事業を継続するためには、経費の削減に努めるとともに、新たな賛助会員や寄付金の募集、助成金の獲得など、財政基盤の充実を図られたい。</p>	<p>法人の業務は、不当要求防止責任者講習の実施と暴力団に関する相談が中心となるが、不当要求防止責任者講習については、受講対象となる選任事業所の拡大を図るとともに、具体的事例を交えた実践的な講習を実施するよう指導していき、受講環境についても集合講習に加え、オンラインによる講習を導入しており、引き続き受講者が受講しやすい環境を整えるよう指導していく。</p> <p>また、暴力団に関する相談については、警察及び弁護士との確実な連携により、早期に問題解決を図るよう指導していく。</p> <p>暴力団排除活動を行う法人として、各種業務の機会を捉え暴力団排除活動への積極的な支援を行い、県民にとって最も身近な存在となるよう効果的な広報活動を展開するとともに、安定した事業を実施するためにも、業務活動に賛同してくださる賛助会員を募集して、より財政基盤の充実を図ることを指導していく。</p>
			804,311千円	300,000千円	37.3%		
	決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高			
		△11,815千円	△10,398千円	849,561千円			
<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産			
組織犯罪対策課		850,022千円	461千円	849,561千円			

条 例（案） の 概 要

警察本部生活安全部生活安全総務課・交通部交通総務課

条例の名称	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部改正について【一部改正】
1 制定（改正） の理由・根拠	<p>次の理由・根拠から茨城県警察関係手数料徴収条例（平成 12 年茨城県条例第 53 号。以下「手数料条例」という。）の一部を改正するもの。</p> <p>(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号。以下「政令」という。）の一部改正に伴う手数料の額の改定</p> <p>(2) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「一括法」という。）により、書面掲示規制の見直しがされ、今まで手数料を徴収していた事務が廃止されること等に伴う所要の改正</p>
2 制定（改正） の目的	公安委員会又は警察署長が処理する事務に関する手数料の額を改めるため。
3 背景・必要性	政令の一部改正及び一括法の施行日（令和 6 年 4 月 1 日）に合わせて一部改正した手数料条例を施行する必要があるため。
4 内 容	別紙のとおり
5 効果・影響	1、2、3 記載のとおり
6 施行日	令和 6 年 4 月 1 日
7 参考事項	手数料条例の一部改正に伴い、茨城県証紙条例（昭和 39 年茨城県条例第 25 号）について所要の改正を行う。（付則による改正）

別紙

4 内容

(1) 手数料の額の改定（前記 1 (1) 関係）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者の手数料の額の改定
現行：12,700 円 → 改正後：14,000 円

(2) 手数料の削除（前記 1 (2) 関係。当該手数料を徴収していた事務自体が廃止）

ア 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 5 条第 5 項の認定証の再交付に係る手数料

イ 警備業法第 11 条第 3 項の認定証の書換えに係る手数料

ウ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「代行業法」という。）第 5 条第 5 項の認定証の再交付に係る手数料

エ 代行業法第 8 条第 3 項の認定証の書換えに係る手数料

オ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号。以下「探偵業法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 1 項の規定による届出（探偵業開始届出）があったことを証する書面の交付に係る手数料

カ 探偵業法第 4 条第 3 項の規定に基づく同条第 2 項の規定による届出（探偵業変更届出）があったことを証する書面の交付に係る手数料

キ 探偵業法第 4 条第 3 項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付に係る手数料

(3) その他所要の改正

※ 参考（一括法の概要）

特定の場所において書面で掲示されていたもの（営業所に掲示することが義務付けられている警備業に係る認定証等）について、インターネットによる閲覧等を可能とするために規制の見直し等がされた。

その結果、警備業法等で規定する認定証等についても廃止となり、事業者は認定を受けたことを示す内閣府令等で定める様式の標識を自ら作成の上、営業所に掲示するとともに、インターネットに掲載することとなった。

【一括法のイメージ図】

【現行】

事業所等での書面の掲示



公安委員会から交付された書面を掲示

【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、書面による掲示も維持



自作の標識を掲示

自転車盗抑止対策の推進

1 認知状況

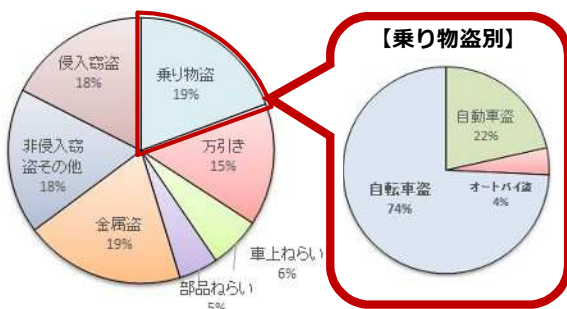
(1) 刑法犯認知件数の推移 (過去10年)



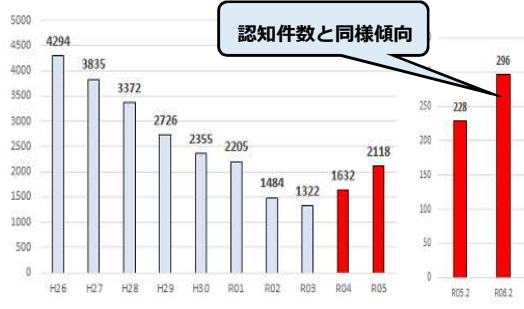
(2) 窃盗犯認知件数の推移 (過去10年)



(3) 窃盗犯の手口割合 (令和5年中)

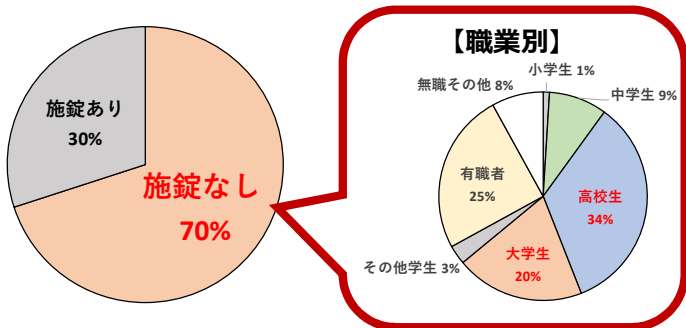


(4) 自転車盗認知件数の推移 (過去10年)



2 被害の特徴

盗難自転車の施錠割合 (令和5年中)



○ 若年層への施錠の徹底の働きかけ

被害認知警察署 (令和5年中)

順位	管轄署	認知件数
1	つくば	438件
2	水戸	325件
3	土浦	236件
4	取手	156件
5	ひたちなか	140件

○ 主要駅、大学周辺アパート駐輪場で多発

3 若年層を重点とした抑止対策

(1) キャンペーンによる呼び掛け

- 発生多発署において、管内の大学と協働し、防犯キャンペーンを実施
- 施錠設備がない自転車利用者に対し、施錠の助言指導
- 自転車ヘルメット着用の呼び掛け



キャンペーンの実施状況

(2) チラシ等を活用した呼び掛け

- 教育委員会を通じて県内中学校、高校等に配布
- 生徒、保護者に対して確実な施錠のほか、複数の防犯対策を呼び掛け
- 駅駐輪場、アパート等の管理者対策



自転車盗被害防止チラシ

(3) SNS等を活用した呼び掛け

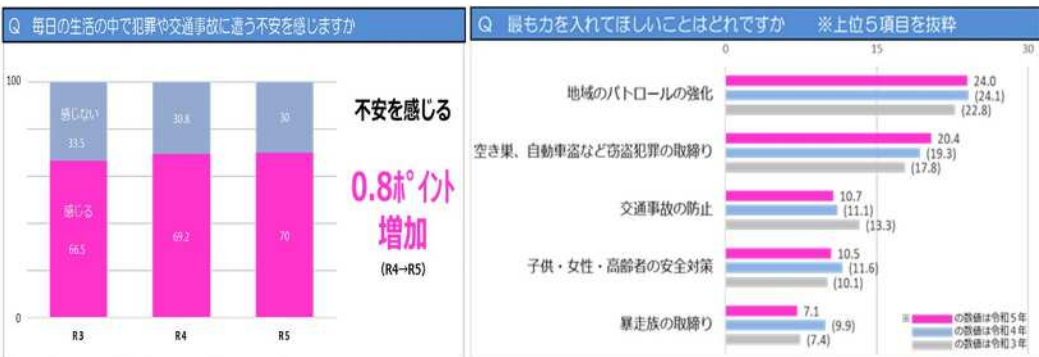
- 県警察公式X (旧Twitter) を活用した情報発信
- 大学生らの防犯活動の様子、具体的な防犯対策の情報提供
- 防犯アプリ「いばらきポリス」を活用した被害多発地域の通知



配信内容の例 (県警察公式X)

○ 県民が期待するパトロール活動の推進について

1 令和5年度ネットリサーチの結果



- 毎日の生活の中で犯罪や事故に遭う不安を感じるか→70% (前年比+0.8%)
- 県警察に最も力をいれてほしいことはどれか→24.0% (前年比-0.1%)

▶ **パトロールの強化は県民の要望**

2 パトロール活動の強化

- 事件・事故の未然防止や犯人検挙のため、発生状況等を分析し、事件等が多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロール
- 不審者等に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導
- (1) 「見せる」パトロール活動
 - ・ 通学路等における立哨活動、駅・繁華街等の駐留警戒、コンビニエンスストアや金融機関等への立寄り警戒、パトカーによるレッド走行



【住宅街の警戒】

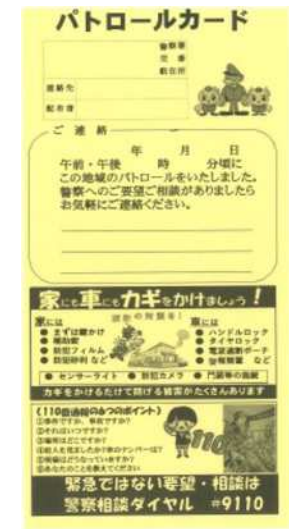


【横断歩道における立哨】

- (2) 「知らせる」パトロール活動
 - ・ 昼間の不在世帯、深夜の家庭・事業所に対してパトロールカードを配布

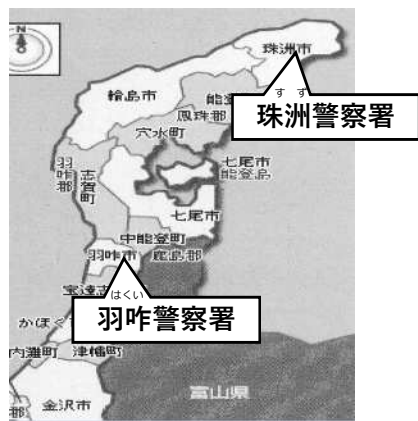
- ・ 住民の反響
 - 空き巣の被害に遭って不安だったが、深夜にパトロールしてくれ、心強く感じる
 - 朝、ポストに入ったパトロールカードを見て、夜中にパトロールしてくれていると思うと安心する

日常生活の安全の確保、安心感の醸成



3 令和6年能登半島地震における特別自動車警ら部隊の派遣

- 特別自動車警ら部隊(本部地域課、自動車警ら隊、署地域課)を編成し、本年1月から継続的に石川県へ派遣(1日平均4人、合計48日間)して、羽咋警察署や珠洲警察署管内で活動
- パトカーによる警戒、警ら活動、現場広報等による犯罪抑止活動を実施
- 被災者にパトカーや制服警察官の姿を見せることにより、安心感を醸成
- 被災者から「茨城から助けに来てくれてありがとう」「パトカーの姿を見ると安心する」との感謝の声



【石川県内におけるパトロールの状況】

匿名・流動型犯罪グループ対策の強化

1 匿名・流動型犯罪グループの概要

【匿名・流動型犯罪グループとは】

暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す犯罪グループ

例) ニセ電話詐欺、違法風俗営業、裏がノ、客引き、カオ・芸能関係、非行集団、薬物密売、暴走族、原資不明の金銭取引がある者等

【匿名・流動型犯罪グループの特徴】

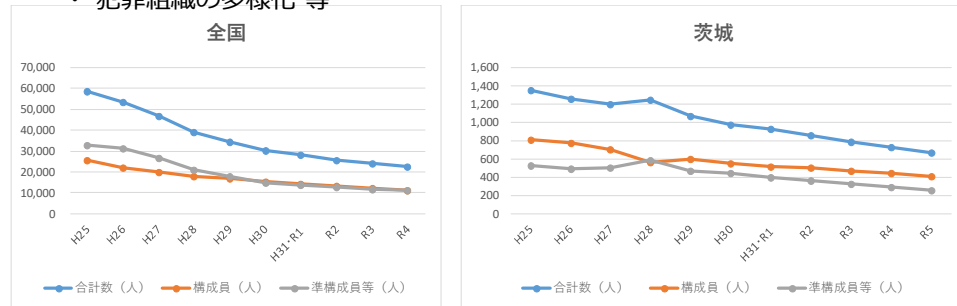
- ・匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化
- ・離合集散によりメンバーが流動的に変化
- ・犯罪によって得た収益を基に各種の事業活動に進出
- ・活動実態を匿名化・秘匿化する実態

2 匿名・流動型犯罪グループの現状

(1) 暴力団構成員等の減少

(要因)

- ・暴対法や暴排条例を活用した総合対策による効果
- ・犯罪組織の多様化等



(2) 準暴力団を始めとした匿名・流動型犯罪グループの台頭

闇バイト強盗、ニセ電話詐欺、グループ間トラブル、暴力団の下請け活動、風俗関連事犯等が増加

(3) 検挙リスクを避けた活動への転換

例) 【暴力団組員】 → 【ニセ電話詐欺(上層部)】 → 【事業(性風俗、芸能、カオ等)】



(4) 暴力団への資金提供

「事業」で大金を手にした者は、繁華街・歓楽街における各種トラブルや他組織からの防衛等のため「強い暴力団組織」を選んで資金提供し後ろ盾とする構図

3 今後の課題

(1) 犯罪組織の潜在化に伴う柔軟な対策

- ・暴力団や準暴力団等の明確な組織性を有する犯罪組織のみならず、枠組みで捉えきれない潜在化した部分を視野に入れた対策の必要性

(2) グループ形態の多様化による実態把握の困難性

- ・犯罪ごとに離合集散するなどメンバー間の繋がりが希薄
- ・明確な組織性を有さずグループの外縁が不明瞭
- ・闇バイトで集めた実行役をSNS等を通じて指示しており首魁の姿が見えにくい

(3) 県内における実態解明の推進

- ・県内における未把握の匿名・流動型犯罪グループが多数存在すると推認されることから、早急な実態解明が必要



【警戒の空白を生じさせないための対策】

警察が治安責任を果たすため
暴力団と同様に対策に力を入れなければならない対象

4 対策強化に向けた取組

【体制の強化】

- ・匿名・流動型犯罪グループに特化した専従班による実態解明・検挙体制を構築
- ・生活安全部門と組織犯罪対策部門との連携強化による歓楽街対策の強化

(1) 実態解明

- ・部門の垣根を越えた情報収集活動
- ・集約された情報の分析による実態解明の徹底

(2) 戦略的な取締り

- ・重点的に取り締まるべき匿名・流動型犯罪グループの選定
- ・あらゆる法令を駆使した取締りの強化

(3) 犯罪収益対策

- ・違法な資金獲得活動の把握に重点を置いた実態解明
- ・犯罪収益の剥奪及び資金源の遮断

歩行者事故防止対策について

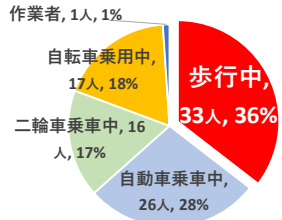
1 交通死亡事故の発生状況（令和5年中）

(1) 交通死亡事故の抑制

- 死者数は、前年よりも2人多い93人
- 月別の死者数は例年10月以降、増加傾向にあるところ、昨年11月、12月、本年1月は大幅に減少（-18人）

(2) 状態別（死者93人）

（参考）過去10年間（H25～R4）



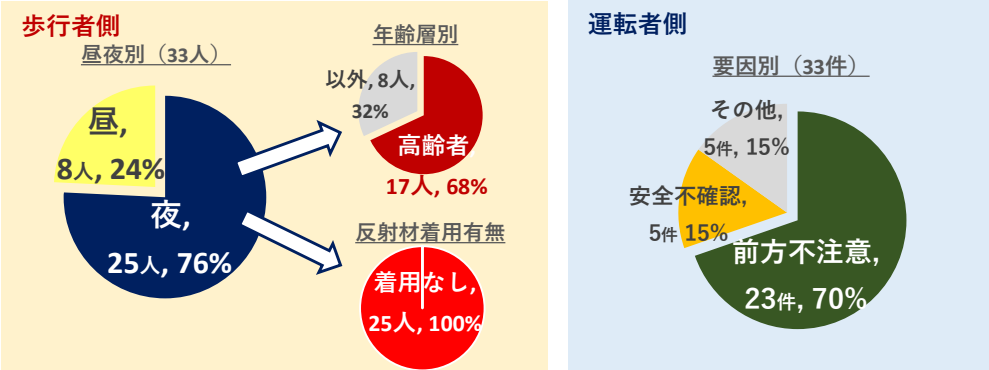
状態別	死者数	構成率
歩行中	422	35%
自動車乗車中		
運転	362	30%
同乗	94	8%
自転車乗車中	166	14%
二輪車乗車中		
運転	158	13%
同乗	6	0%
合計	1,208	100%

・ 過去10年間の死者数を状態別にみると、歩行中が35%と最も多くを占める。

死者の3人に1人は歩行中

- 死者数を状態別にみると、歩行中が33人と最も多く、36%を占める。

(3) 自動車対歩行者事故の特徴（死亡事故33件33人）



- ① 昼夜別では、**夜間**が25人と**76%**を占める。
- ② 夜間死者数の年齢層別では、**高齢者**が17人と**68%**を占める。
- ③ 夜間死者は、**全員反射材非着用**である。
- ④ 事故要因別では、**前方不注意**が23件と**70%**を占める。

→ **令和5年5月以降、高齢歩行者の保護を重点とした取組を開始**

- 【夜間対策】 反射材着用促進の強化
- 【昼間対策】 横断歩行者妨害取締りの強化

※ **令和4年中も令和5年中と同様の特徴**

- ・ 歩行中死者数は、**高齢者が72%**を占める。
- ・ 歩行者事故は、**79%が夜間**に発生し、死者**全員が反射材非着用**である。
- ・ 歩行者事故の最大の要因は、**前方不注意で89%**を占める。

2 高齢歩行者の保護を重点とした取組と成果

(1) 自動車対歩行者事故発生件数／横断歩行者妨害取締り件数の推移



- 横断歩行者妨害の取締り件数は3,018件で、R4より約1.8倍増加
- 事故発生件数は417件で、R4より7.9%減少。死亡・重傷事故は124件で、R4より17.3%減少した上、コロナ禍(R2～R4)より少なく、統計が残る平成2年以降最少
- 発生件数の増減率をみると、全国が5.5%増加した一方で、本県は7.9%減少。特に死亡・重傷事故は、全国が10.9%増加した一方で、本県は17.3%減少

(2) 夜間の自動車対歩行者事故発生件数／反射材貼付・配布数の推移



- 反射材貼付・配布数は約16万4,000枚で、R4より約1.7倍増加
- 夜間の事故発生件数は173件で、R4より8.9%減少。死亡・重傷事故は52件で、R4より28.8%減少した上、コロナ禍(R2～R4)より少なく、統計が残る平成2年以降最少
- 発生件数の増減率をみると、全国が5.6%増加した一方で、本県は8.9%減少。特に死亡・重傷事故は、全国が12.6%増加した一方で、本県は28.8%減少

3 今後の対策

- 【夜間】 反射材着用者の死亡事故は発生しており、反射材の着用促進を図る必要がある。
- 【昼間】 ドライバーに緊張感を与え、歩行者保護意識の醸成が必要である。

R5の対策を継続

反射材着用促進の強化

R5の対策を継続

横断歩行者妨害取締りの強化

令和6年第1回定例会
文教警察委員会資料

令和5年度 決算特別委員会
事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

令和6年3月15日
警察本部

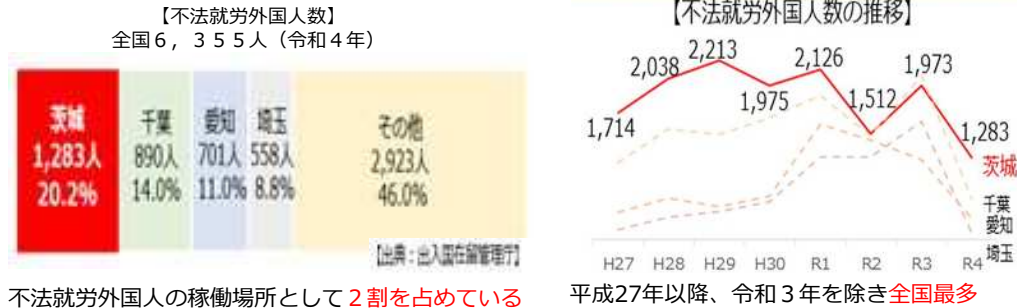
令和5年度 決算特別委員会 事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

【部局名：警察本部】

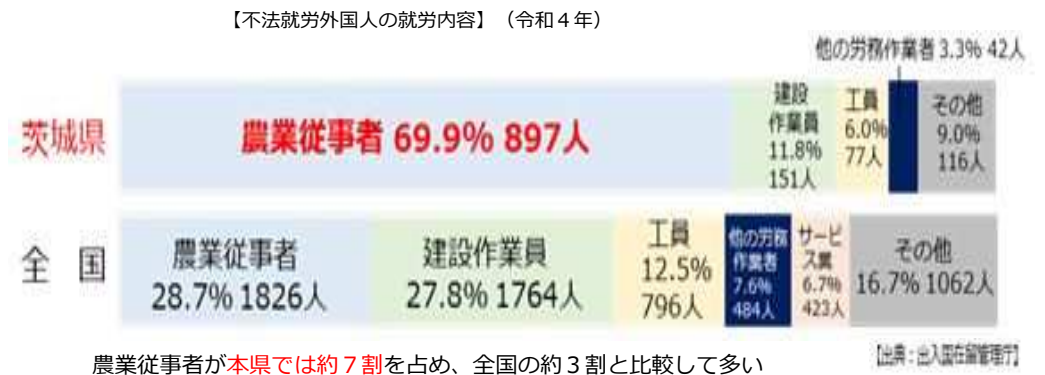
No.	申し入れの項目 (担当課)	申し入れの内容	R 6当初予算への反映状況	その他対応状況
1	運転経歴証明書について (運転免許センター)	運転経歴証明書は、運転免許証返納後に身分証明書として使用することができる。高齢者などの運転免許証自主返納を促進するため、現行有料(1,100円)の「運転経歴証明書」を無料で交付できるよう検討すること。		<p>運転経歴証明書は、本人の申請により付与される本人の便宜のためのものであることから、条例で手数料の徴収が定められていると承知している。</p> <p>警察では、今後とも、自主返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証の自主返納等をしやすい環境の整備に向けた取組を進めていく。</p>

不法就労・不法滞在外国人対策について

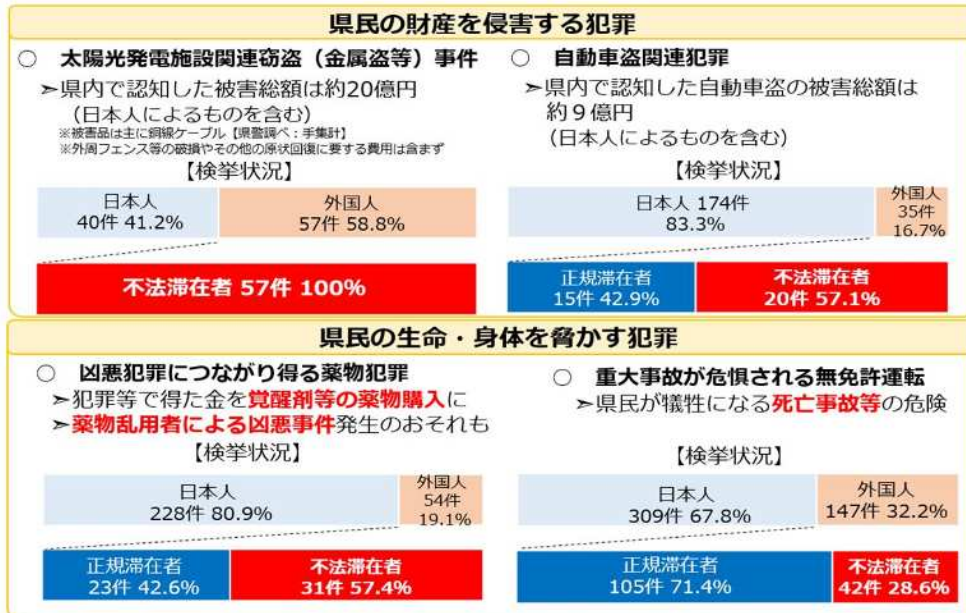
1 県内における不法就労外国人の現状



3 不法滞在外国人の稼働先



2 不法滞在外国人による犯罪の現状(令和5年1~10月)



4 茨城県警察の取組

- 巡回連絡、防犯アプリを活用した情報発信による県民のディフェンス力向上
- 外国人コミュニティとの連携強化
- 犯罪分析結果に基づく不法滞在外国人の取締りの徹底
- 不法就労助長の摘発強化
- 関係機関・団体への働き掛け

雇用時の身分確認(在留資格・期限、就労制限の有無)の徹底

不法就労外国人は、県民の財産・生命・身体を脅かす犯罪に係わっている